

	分類	質問	回答	発出日
1	サービス提供	新たに基準緩和型通所サービスのみ実施することはできるか。	実施できます。	H28.9.7
2	サービス提供	資料P1(2) に「ホームヘルプとデイサービスのみ利用する人は、要介護認定をせずに基本チェックリストで対象になれば、サービスが利用できるようになります」とあるが、どちらか一方だけ利用可能か、両方利用可能か。	両方利用可能です。	H28.9.7
3	サービス提供	他市町の利用者の受け入れについて、どうなるのか。	介護予防訪問・通所サービス(現行相当)については、平成30年3月31日までは、みなし指定事業所であれば、受け入れ可能です。 平成30年4月1日以降の受け入れは、各市町の指定が必要となります。	H28.9.7
4	サービス提供	介護予防通所介護の現行のプランでは要支援1と要支援2の利用回数が違うが、緩和型になるとプランにのっとっていけば週2回の利用は可能か。	市が単価を設定するにあたり、国が定める額(予防給付の単価)を超えることができないため、要支援1の人は週1回の利用となります。 要支援2・事業対象者の人は、ケアプランにより週2回の利用も可能です。	H28.9.7
5	サービス提供	要支援2の人が基本チェックリストにより総合事業対象者となり、アセスメントで週2回相当と判断した場合は、緩和型通所介護は週2回の利用が可能か。	適切なケアマネジメントにより必要と認められる場合は可能です。	H28.9.7
6	サービス報酬	介護予防通所サービスについて、要支援2の方で、ケアプランにおいて週2回利用となっているが、利用者の都合で週1回もしくはそれ以下での利用となった場合、どう請求すればよいか。 週1回程度の1,647単位か、週2回程度の3,377単位か。	利用者の都合で提供回数に変更になった場合は、報酬区分は変更されません。(ケアプランで週2回利用であれば、3,377単位/月で請求) ただし、利用者の状況等に变化がある場合には、翌月以降のケアプラン変更を検討してください。	H28.9.7
7	サービス報酬	基準緩和型訪問サービスで、1回1時間程度とあるが、1時間かからない場合の料金はどうなるのか。	提供時間にかかわらず、報酬区分は同じです。	H28.9.7
8	サービス報酬	同一建物の場合は減算があるのか。	基準緩和型サービスでは、減算の設定はありません。	H28.9.7
9	利用手続き	居宅介護支援事業所が介護予防支援の委託を受けている場合、要支援者の更新時、認定更新かチェックリスト実施の判断は、居宅のケアマネが行うのか。その判断基準は、資料に記載されていることだけか。	委託先のケアマネジャーの方に判断をお願いしたいと考えています。 判断基準については、後日詳細をお示しする予定です。	H28.9.7
10	利用手続き	第2号被保険者で、デイサービスとホームヘルパーのみ利用している人は、「事業対象者」にならないのか。	第2号被保険者は、必ず認定申請の手続きが必要なため、「事業対象者」にはなりません。	H28.9.7
11	利用手続き	総合事業のみの居宅届や被保険者証はどうなるのか。	現在使用している「介護予防サービス計画作成依頼届出書」をベースにした様式を作成します。(年内に開催予定のケアマネ向け説明会でお示します。) 被保険者証は、現在と同じものを使用します。基本チェックリストで事業対象者となった方は、「要介護状態区分等」の欄に「事業対象者」と記載されます。	H28.9.7

	分類	質問	回答	発出日
12	利用手続き	居宅介護支援事業所へプランの作成を委託している場合、その利用者の認定更新時に、基本チェックリストは委託先の担当ケアマネが行っても良いか。	基本的には委託先のケアマネジャーが行ってください。判断に迷う場合は地域包括支援センターや主治医に相談してください。	H28.9.7
13	ケアマネジメント	現在、6か月分又は1年分のケアプランでサービス利用計画をたてているが、事業対象者についてはどうなるのか。有効期間と同じ2年か、1年毎か、期間の設定はあるのか。	事業対象者の認定有効期間は2年間となりますので、最長2年間です。	H28.9.7
14	ケアマネジメント	プラン様式はどのようなものか。	具体的な内容は現在検討中のため、年内に開催予定のケアマネ向け説明会で示します。	H28.9.7
15	ケアマネジメント	予防給付 + 総合事業のケアプランの流れは今までどおりか。	今までどおりです。	H28.9.7
16	基準	基準緩和型サービス提供責任者は、介護予防訪問サービスのサービス提供責任者とは別に設置する必要があるか。基準緩和型訪問サービスと介護予防訪問サービスの利用者を合わせた人数で、サービス提供責任者を設置すれば足りるか。	介護予防訪問サービスと基準緩和型訪問サービスを一体的に実施する場合、サービス提供責任者は基準緩和型サービス提供責任者を兼ねることができます。それぞれの利用者の合計で、必要な員数のサービス提供責任者を配置してください。	H28.9.7
17	基準	基準緩和型通所サービスについて、実施時間の設定はあるか。	時間設定はありませんが、ケアプランに基づいて適切なサービス提供をお願いします。	H28.9.7
18	基準	介護予防通所介護、介護予防通所サービス、基準緩和型通所サービスの管理者は兼務できるか。	兼務可能です。	H28.9.7
19	基準	通所サービスの面積について、(介護予防通所サービスの利用人数 + 基準緩和型通所サービスの利用人数) × 3㎡ と計算すれば良いか。利用定員45人として、介護予防通所サービス40人、基準緩和型通所サービス5人の場合、45人 × 3㎡ = 135㎡ ということか。	介護予防通所サービスと基準緩和型通所サービスを一体的に実施する場合は、お見込のとおりです。	H28.9.7
20	基準	基準緩和型通所サービスについて、従事者の資格に「市の研修修了者」とあるが、従事者全てが研修を受講する必要があるのか、従事者のうち1人で良いのか。1人で良い場合、その人がいない日はサービス提供できないということか。	基準緩和型通所サービスの場合、他に有資格者が従事していれば、市の研修修了者でなくても従事できます。他に有資格者が従事していないときは、従事する者の中で1人は研修修了者である必要があります。	H28.9.7
21	基準	(H28.9.30更新) 定員14名の地域密着型通所介護で、定員以内であれば、介護予防通所サービスと基準緩和型通所サービスの両方を申請し受け入れることは可能か。どちらか一方のみ可能となるのか。	定員の考え方については現在検討中のため、決まり次第回答します。	H28.9.7
			介護予防通所サービスと基準緩和型通所サービスの両方を実施することは可能です。ただし、通所介護、介護予防通所介護及び介護予防通所サービスの利用者を合わせた利用定員と、基準緩和型通所サービスの利用定員は、それぞれ別に設定する必要があります。 (厚生労働省より回答あり。類似質問「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A【平成27年8月19日版】第6問12・問13)	H28.9.30

	分類	質問	回答	発出日
22	基準	基準緩和型通所・訪問サービスの従事者の資格要件となっている「市が行う研修」はどのようなものか。	2～3日の研修を3月頃に行う予定です。内容はヘルパー3級程度を予定しています。ヘルパー3級以上の有資格者については、研修を受ける必要はありません。当研修を受講後に事業所に所属する場合でも、既に事業所で働いている場合でも、受講可能です。	H28.9.7
23	基準	報酬の中に送迎料金が含まれた設定があるが、運送法上問題となるか。また、送迎場所については、これまでどおりか。	サービスと一体的に行う送迎であり、道路運送法の対象になりません。送迎場所については、これまでどおり、家～家が基本ですが、利用者の状態や地理的要因等に応じて「最寄りのバス停まで」ということも可能です。ただし、その場合は、利用者に対して説明のうえ、安全・環境上の配慮をしてください。	H28.9.7
24	基準	緩和型通所介護と現行デイは同一の場所で行っても良いのか。パーテーション等で区切らないといけないのか。	同一場所・時間で一体的に実施することは可能です。ただし、プログラム等を分けるなど要介護者への処遇に影響を与えないよう配慮が必要です。	H28.9.7
25	基準	緩和型で利用時間(来所や退所の時間)は個人まかせか、制限をするのか。	現行と同様、提供時間に決まりはありません。	H28.9.7
26	基準	基準緩和型サービスを単独で行う場合の管理者は、現行サービスの管理者と兼務可能か。同一敷地内の別棟の場合はどうか。	兼務可能です。同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内であれば可能です。	H28.9.7
27	基準	(H28.9.30更新) 通所で一体型で行う場合、例えば、緩和通所の定員が10人だとして、欠員があるときは他の介護度の人に利用してもらい緩和型の方を断っても良いのか。	定員の考え方については現在検討中のため、決まり次第回答します。	H28.9.7
			通所介護、介護予防通所介護及び介護予防通所サービスの利用者を含めた利用定員と、基準緩和型通所サービスの利用定員は、それぞれ別に定める必要があります。よって、当質問のような対応はできません。(厚生労働省より回答あり。類似質問「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についてのQ&A[平成27年8月19日版]第6問12)	H28.9.30
28	指定手続き	(H28.12.27更新) 通所サービス(みなし)の体制届は、いつまでに提出すれば良いか。指定申請と同じく1月末か。	平成29年3月15日までに提出をお願いします	H28.12.27
29	基準	(H28.12.27更新) 基準緩和型サービスの基準等は、6年間変更なしと考えて良いか。	今のところ、変更する予定はありません。	H28.12.27
30	サービス報酬	(H28.12.27更新) 要支援1・2でも事業対象者でもサービス報酬の単価は同じか。	各サービスの報酬単価であり、利用者の区分が異なっても同単価となります。	H28.12.27
31	ケアマネジメント	(H29.8.1更新) 居宅介護支援費の算定について、上限件数を超えた場合、報酬の逦減制があるが、介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様に、受託件数×1/2でカウントするのか。	介護予防ケアマネジメントの件数は、居宅介護支援費の逦減制には含まれないため、居宅介護支援費を算定する取扱件数には入れません。ただし、居宅介護支援や受託している介護予防支援が適切に行える範囲で行ってください。	H29.8.1

	分類	質問	回答	発出日
32	ケアマネジメント	<p>(H29.8.1更新)</p> <p>介護予防ケアマネジメントの初回加算について、要支援の人が予防給付から総合事業に移行したときや、介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに切り替わったときに算定できるか。</p>	<p>当質問のような場合には、初回加算の算定はできません。</p> <p>【参考】          介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、初回加算を算定できるのは次の場合です。          当該利用者について、過去2ヶ月以上、介護予防支援費又は介護予防ケアマネジメント費が算定されていない場合で、介護予防サービス・支援計画書を作成(アセスメント実施を含む。)した場合          要介護者が要支援認定を受け、又は事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合          転居等により地域包括支援センターが変更になった場合</p> <p>一方、単に次のような場合は、初回加算を算定できません。          介護予防支援対象者が認定の更新をして、総合事業のサービスを利用した場合          介護予防支援対象者が事業対象者となった場合(又はその逆の場合)          予防給付のサービスを使うことになり介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に移行した場合(又はその逆の場合)</p>	H29.8.1